

チャレンジ！120万歩健康ウォーキングキャンペーン 平成30年度抽選会の結果発表

健康推進課 ☎ (93) 4121

市では、生活習慣病予防や体力の維持増進のため、「歩数記録用紙」を使った120万歩健康ウォーキング事業を行っています。この事業では、達成者に抽選で新鮮野菜が当たるキャンペーンを行っています。

平成30年度は、120万歩を達成した人のうち69人の応募があり、3月13日に行われた抽選会の結果、次の皆さんが当選しました。

JA富里新鮮野菜セット10人

高橋 孝子	内田 昭一
原 伊勢男	村田 正男
菅谷 広	石井 憲
黒井 玉榮	芦野 辰美
田中千鶴子	小林今朝安

<順不同、敬称略>

すいかまつり出店者募集

農政課 ☎ (93) 4943

すいかまつり会場内での出店者を募集します。

- 日時 6月16日(日) 9:00~14:30
- 場所 中央公民館前駐車場
- 対象 ○市内在住の農業者 ○すいか関連商品販売者
- 品目 市内で生産された生産物など
- 費用 6,000円(営利販売をする団体のみ)
- 申込 5月10日(金)までに農政課に設置してある申込用紙に記入の上、直接申込み

すいか共進会審査員募集

農政課 ☎ (93) 4943 ✉ nousei@city.tomisato.lg.jp
FAX (93) 2101 〒286-0292(住所不要)

すいかまつりの開催にあたり、出品されたすいかの見た目や味などの審査をしていただける人を募集します。

- 日時 6月15日(土) 13:00~15:00
- 場所 中央公民館1階ロビーに集合
- 対象 市内在住の18歳以上の人(すいか生産者を除く)
- 定員 3名程度(多数の場合抽選)
- 申込 5月10日(金)までに次の項目を記入し、はがき、FAXまたはメールにて申し込む。
○氏名 ○住所 ○年齢 ○電話番号 ○参加動機
- その他 審査方法などは当日に説明します。

6月1日は人権擁護委員の日

市民課 ☎ (93) 4087

人権擁護委員制度は、地域の中で人権に対する考え方を広め、基本的人権を守るため、設けられた制度です。

昭和24年6月1日の「人権擁護委員法」施行にちなみ、毎年6月1日は「人権擁護委員の日」とされています。市内5人の人権擁護委員は、皆さんからの相談を受けるなど、さまざまな活動を行っています。

また、全国各地の公共施設などに特設相談所を開設する「**全国一斉特設相談所**」を実施しています。相談は無料で、秘密は固く守られます。

■日時 6月3日(月) 10:00~14:30

■場所 市役所分庁舎1階会議室

富里市の人権擁護委員

飯塚 徳政(七栄) 山田 照好(高野) 五十嵐和男(日吉台)
林田美恵子(中沢) 森 久恵(七栄)

<順不同、敬称略>

行政などに関する苦情、意見・要望は 行政相談をご利用ください

秘書広報課 ☎ (93) 1112

行政相談とは、国道の建設や管理、年金や医療保険などの国の仕事や特殊法人の仕事について、

- 苦情を申し出たが、説明や措置などに納得がいかない
- 苦情や困っていることを、どこに相談したら良いかわからない

などの相談を、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、市民の身近な相談相手として直接相談を受け、その解決を図る制度です。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

富里市の行政相談委員

平成31年4月1日付けで本橋幸子さん(七栄)と木村幸雄さん(七栄)が、総務大臣から委嘱されました。

任期は平成31年4月1日~令和3年3月31日までです。



▲6期目を迎える本橋委員



▲3期目を迎える木村委員

行政相談

- 日時 毎月第4火曜日 午前10:00~14:30
- 場所 福祉センター2階会議室

※日時・場所は都合により変更する場合がありますので、「広報とみさと」などで確認ください。

富里市中小企業資金融資制度

商工観光課 ☎ (93) 4942

NPO法人も利用できます

■融資条件

次の要件を全て満たす中小企業の事業者

- 市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる
- 市税を完納している
- 必要に応じ提供できる担保がある(特別小口は不要)
- 千葉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいて、信用保証が受けられること

■利子補給

融資期間中に支払った利息に対し、年利2.0%の利子補給を実施しています。

■取扱金融機関

- 千葉銀行 ○京葉銀行
- 千葉信用金庫 ○銚子商工信用組合

資金の種類	資金の用途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証人
設備資金	生産設備又は器具購入に要する資金及び店舗、工場等の移転、新築、増築、改築等に要する資金	1,000万円	7年以内	1年以内 2.4%	【個人】不要 【法人】 代表者以外原則不要
運転資金	原材料、商品等の仕入又は手形若しくは買掛金の決済等に要する資金	設備運転資金併用時 限度額 1,600万円	7年以内		
特別小口事業資金	常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業は5人)以下の個人、又は会社等が経営上必要とする設備資金又は運転資金	設備資金700万円 運転資金300万円	7年以内 5年以内	1年超~ 3年以内 2.6%	【個人】不要 【法人】 代表者以外原則不要
独立開業育成資金	3年以上同一企業の従業員及び通算して5年以上同種の企業の従業員として勤務した者が独立して開業するため又は開業後1年未満の者が経営上必要とする設備資金又は運転資金	設備資金(貸付は所要金額の8割まで) 1,000万円	7年以内	3年超~ 5年以内 2.8%	
		運転資金500万円 設備運転資金併用時 限度額 1,200万円	5年以内 7年以内	5年超~ 7年以内 3.1%	